

今週の専門用語



10

ページ

所在地国基準

外国子会社合算税制に係る適用除外基準の1つ。特定外国子会社等の主たる事業が卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業等7業種以外の事業の場合、その事業を主として本店または主たる事務所の所在する国または地域で行っており、事業基準、実体基準、管理支配基準のすべてを満たしていれば、外国子会社合算税制は適用されない（資産性所得を有する場合は部分適用あり）。統括会社の所在地国基準に係る適用除外判定については、「統括業務」で行うことになる。

12

ページ

売買単位の集約に向けた行動計画

全国証券取引所が平成19年11月27日、上場内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを最終目標とし、意義・進め方等を掲げ公表したのが「売買単位の集約に向けた行動計画」である。4つの段階を設けて取組みを進めるものとし、株券電子化に伴う中断期間後、24年4月までを100株と1,000株への移行期間「第二段階」と仮に設定。その終期、最終的な100株への移行期間「第三段階」の時期は今後状況を勘案しながら決定される。

41

ページ

「仮認定」制度

認定NPO法人制度の見直しの一環として、NPO法人の設立初期の活動を支援するための制度として「仮認定」制度の導入が検討されている。具体的には、①設立後5年以内のNPO法人は、1回に限り、PST要件以外の認定要件を満たす場合に「仮認定」を受けることができる、②有効期間は3年とする、③認定（仮認定も含む）の取消しを受けたNPO法人の役員・社員であった者が関与する別のNPO法人については、その取消しのあった日から5年間は仮認定を認めない。

From 編集室

◆2月3日に開催の財務会計基準機構の基準諮問会議では、単体の財務諸表の取扱いが議論の1つにのぼっている。委員からは、策定プロセスについて説明を求める声などがあつた。◆企業会計基準委員会側は単体についてはコンバージェンスから切り離し、「単体財務諸表に関する検討会議」で検討を行うとするが、最終的には同委員会が判断する方針を語った。◆国際会計基準とのコンバージェンスを行うにあたっての最大の障壁が税制や会社法などの関連法制との関係だ。企業会計基準委員会では一定の配慮を行いつつ、検討を進めていくとしているが、今後、難しい舵取りを迫られることもありそうだ。(MIN)

週刊T&A master 第390号

2011年2月14日発行（毎週月曜発行）

【編集人】 南館茂雄

【発行人】 村田幸雄

【発行所】 株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】 新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】 販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp